「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」期間中の 建設業労働災害防止協会の主な取り組み

建設業労働災害防止協会

1. はじめに

建設業労働災害防止協会(以下,「建災防」という)では,厚生労働省が労働安全衛生法に基づき5年ごとに策定している「労働災害防止計画」に歩調を合わせる形で「建設業労働災害防止5カ年計画」を策定しています。

この「5カ年計画」は、昭和58年度を初年度とする第1次の5カ年計画から5年ごとに策定してきているもので、建災防では5カ年計画を踏まえて、その時々の情勢に応じて建設業の安全衛生水準の向上に取り組んできました。そして、本年度は平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」(以下、「第8次計画」という)の最終年度となります。

本稿では、第8次計画の目標達成の状況や計画 期間中の主な取り組みについてご紹介します。

2. 第8次計画の目標の達成状況

第8次計画では以下の三つの目標を設定し、さまざまな取り組みを行ってきました。

(1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を, 「第7次計画」期間の平均発生件数に対して,

15%以上減少させる。

- (2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平 均発生件数を,「第7次計画」期間の平均発生 件数に対して, 15%以上減少させる。
- (3) 計画期間中の休業 4 日以上の死傷災害の平均 発生件数を、平成 29 年の発生件数に対して、 5% 以上減少させる。

建設業における労働災害の発生状況は、図-1 のとおりです。長期的には減少傾向にあるものの、近年では増加に転じている年もあり、予断を許さない状況です。

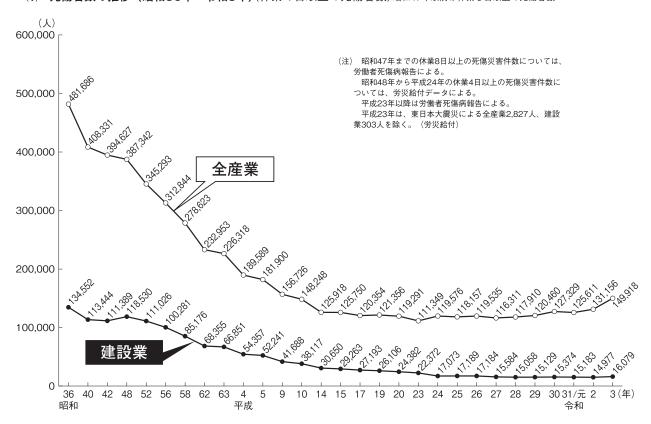
それぞれの目標の達成状況については、図-2 のとおりです。今のところまだ年度途中ではあり ますが、(3)の死傷災害については目標達成が極め て厳しい状況となっており、今後も引き続き労働 災害の防止に積極的に取り組む必要がありま す。

3. 第8次計画期間中の主な取り組み

(1) 墜落・転落災害防止への取り組み

墜落・転落災害の防止については、平成30年6月に労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則等の一部改正が行われ、高所作業におけるフルハーネス型安全帯の使用や使用する労働者に対する特別教育の実施が義務化されました。これを受

(1) 死傷者数の推移 (昭和36年~令和3年)(休業4日以上の死傷者数)昭和47年以前は休業8日以上の死傷者数



(2) 死亡者数の推移(昭和36年~令和3年)

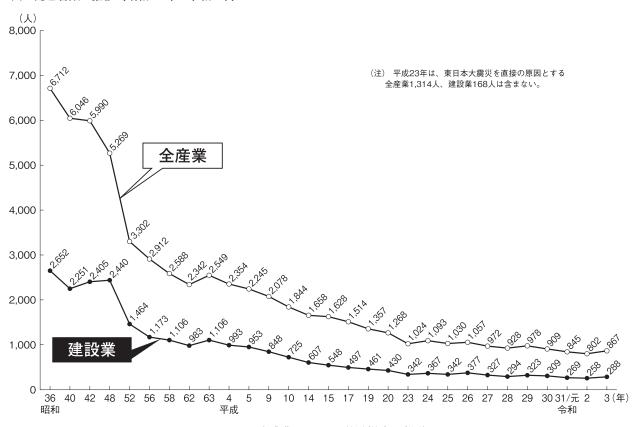
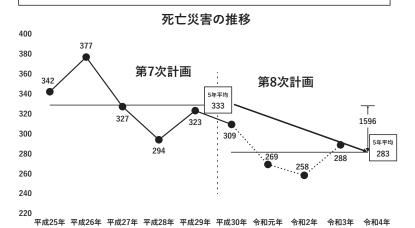


図-1 建設業における労働災害の推移

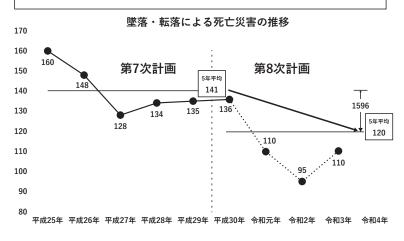
〈第8次計画における目標〉

(1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、 第7次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。



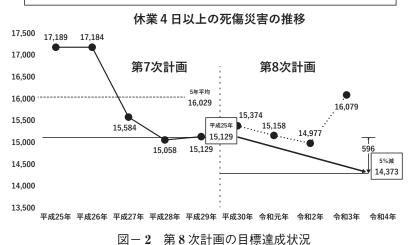
〈第8次計画における目標〉

(2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、 第7次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。



<第8次計画における目標>

(3) 計画期間中の休業4日以上の死傷災害の平均発生件数を、 平成29年の発生件数に対して、5%以上減少させる。



を実施するとともに、各都道府県支部においては同特別教育を積極的に実施し、平成30年度から令和3年度までの4年間で20万人以上の方々に受講いただきました。 また、第8次計画期間中の毎年8

けて「フルハーネス型安全帯使用作

業特別教育」について、建災防本部

において企業等における講師の養成

また,第8次計画期間中の毎年8 月1日から9月10日までを「墜落・ 転落災害撲滅キャンペーン」と定め て,墜落・転落災害の防止に向けた 取り組みを実施しました。このキャ ンペーンでは,足場からの墜落・転 落災害防止のため,労働安全衛生規 則で定められている「事業者による その日の作業前の手すりなど足場用 墜落防止設備の点検の実施」に対す る周知を,安全施工サイクルの作業 開始前点検に入れて実施することを 勧めています。

さらに、令和元年度から令和3年 度まで、最新の構造規格に適合し高 水準の安全衛生水準を有するフル ハーネス型安全帯への買い替えを促 進するための「既存不適合機械等更 新支援補助金」を国の事業執行団体 として給付しました。この3年間に 10万本以上のフルハーネス型安全 帯への買い替えに対して補助を行 い、フルハーネス型安全帯の導入促 進、中小規模事業者への支援に一定 の効果があったものと考えていま す。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入に向けた取り組み

建設業労働安全衛生マネジメント システム(略称: COHSMS (コス モス))については、平成11年11月より、建災防において「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(コスモスガイドライン)」を作成し、その普及に努めています。

このガイドラインは、安全衛生活動を組織的かつ体系的に行うためのシステムである「労働安全衛生マネジメントシステム」を、建設業の固有の特性である「工事が有期であること」、「元請と専門の各工事業者が協力して工事を進めること」、「店社と作業所が一体となって工事管理を行うこと」を考慮して、建設工事業者が容易に導入、実施・運用できるように考えられています。

安全衛生管理活動の推進,自社の安全衛生に関するノウハウの継承や情報の蓄積,建設工事における潜在的な危険性や有害性の除去・低減は,作業員の安全・健康や企業を存続させる上でも有用な役割を果たしています。実際にコスモスを導入したコスモス認定事業場における死傷者総数の減少指数は,建設業全体より20.9ポイントも大きいという結果が出ています。

第8次計画が開始された平成30年4月には、コスモスガイドラインを改訂し、「ニューコスモス」として公表しました。これは、建設現場におけるメンタルヘルス対策、ICTを活用した建設技術への取り組み、労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際基準の動向を踏まえたものです。

さらに、店社の管理部署のスタッフが少ない、 安全衛生担当者が配置されていても兼務となって いるような労働者 50 人未満程度の中小規模建設 事業場においてはコスモス導入・実施運用の負担 感が大きいことから、そのような事業場でも本社 が実施する基本的事項を作業所において活用する などにより、簡易にコスモスを構築・実施運用で きるようにした「コンパクトコスモス」を平成 31 年 4 月に公表しました。

建災防ではコスモスの普及促進を図るため、全 国各地で説明会を開催するとともに、個別の建設 事業場に対してコスモス構築等の個別相談や支援 サービスを実施しています。 令和4年9月末現在,コスモス認定事業場は 125件(121企業),適用事業場数は305事業場(う ちコンパクトコスモスは15事業場)となってい ます。

(3) メンタルヘルス対策への取り組み

平成27年に労働安全衛生法が改正され、ストレスチェック制度が開始されるなどの動きを踏まえ、建災防では同年12月より建設業におけるメンタルヘルス対策に関する検討を行ってきました。建設現場では「工期がある」、「作業員が流動的である」、「複数の事業者が混在している」など、建設業特有の状況があります。このため、建設現場で簡単に行うことができるメンタルヘルス対策として、平成29年度には建設現場で行われている「安全施工サイクル」を活用した「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を開発し、普及を図っています。

「健康 KY」は、建設現場で毎日実施することでメンタルヘルス不調の未然防止に有用であり、「無記名ストレスチェック」は工期内に複数回行うことで職場環境の改善に有用です。建災防本部ではこれらの活動を普及させるため、建災防の支部においてメンタルヘルス対策を推進する人材の育成も進めています。

また、平成30年度からはメンタルヘルス不調による不安全行動など、ストレスと労働災害との関連について調査研究を進め、無記名ストレスチェックとヒヤリハットの実態調査の結果を踏まえて、令和2年度に新たな現場でのヒヤリハット対策として「新ヒヤリハット報告」を開発しました。

今後とも建災防では「建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック」、「新ヒヤリハット報告」の普及を図っていくこととしています。

(4) 石綿障害予防対策への取り組み

石綿については、石綿のばく露により肺がん・ 中皮腫などの重篤な健康障害が発生するおそれが あり、平成18年9月1日から石綿を含有する製 品の製造等が全面的に禁止されましたが、製造等 が禁止される前に国内で取り扱われていた石綿の 8割以上が建材として使用されたといわれていま す。今後、石綿等が使用されている建築物等の老 朽化が進む中で、さらに増加すると予想される建 築物等の解体・改修の作業における石綿ばく露及 び建築物の天井等に吹き付けられた石綿等の損 傷、劣化等による石綿ばく露が懸念されています。

対策の徹底を図るため、令和2年7月の石綿障 害予防規則等の改正により、建築物等の解体また は改修の作業を行うときには、対象建築物等の石 綿等使用有無について事前の調査が必要とされ、 これを実施するために必要な知識を有する者とし て、建築物石綿含有建材調査者が調査を行うこと が義務付けられました。

建災防本部では令和2年度から当該調査者講習 用テキストの作成,講師の養成を行い,令和3年 度から順次各都道府県支部において「建築物石綿 含有建材調査者講習」を全国的に実施しており, 令和3年度には全国で7,000人以上の方々が講習 を修了しています。この石綿調査者に関する省令 改正の施行は令和5年10月であり,それまでの 間にも建災防ではできるだけ多くの人々に講習を 実施していくこととしています。

また、この建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格ともなっている石綿作業主任者技能講習についても、各支部において積極的に実施しています。

(5) その他の主な取り組み

① 中小専門工事業者等への安全衛生支援活動 建設業において災害発生件数が多い、中小専門 工事業者等の安全衛生活動をより一層推進してい くため、中小専門工事団体等及びその団体に加入 している中小専門工事業者を対象に、平成30年 度から安全衛生支援活動を展開しています。

建災防では各都道府県支部と連携しながら、専

門家が集団指導・研修会やパトロールなどを行い、 労働災害の減少に向けての支援を行っています。

② ずい道等建設労働者健康情報管理システム

ずい道等建設工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報,粉じん作業等の従事歴等を一元化する「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」は、平成31年3月に稼働し、順次情報の登録を行っています。稼働から令和3年度末までの3年間で累計422件の事業場,1,595人の健康情報が登録されました。

③ ICT を活用した労働災害防止対策

建災防では平成29年度から建設工事の労働災害防止に資するICT事例の検討を進めてきましたが、これらの事例について平成31年4月に「労働災害防止のためのICT活用データベース」として建災防本部のホームページに公開しました。現在掲載数は288件となり、当該ホームページのアクセス数は過去3年間で延べ約25万回(平均すると月あたり延べ約7,000回)を超えています。

また、令和3年度にはメンタルヘルス対策の検討から開発された「新ヒヤリハット報告」のデジタル化等を切り口として、展開可能な安全衛生管理 DX の方向性について検討を行いました。

4. おわりに

今後、建災防では「第8次計画」の成果等について評価を行った上で、国が策定する第14次の労働災害防止計画を踏まえつつ、来年度からの5年間を計画期間とする「第9次建設業労働災害防止5カ年計画」を策定する予定です。

建設業における労働災害の減少には、建設業に 携わる多くの関係者の皆さまのご協力が必要不可 欠です。今後とも、建災防の活動に対するご理解 とご協力をお願いいたします。